

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成 2 4 年 6 月 1 2 日

企 画 部

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
24年—10 (24.2.27)	企 画	住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書の提出について 国土交通労働組合中国運輸支部鳥取分会	【国の動き】 平成22年12月、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定され、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等を進めることとされた。平成24年4月の地域主権戦略会議では、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」が了承され、広域的实施体制のあり方や経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所を当面の移譲対象候補とすることとされた。現在、今国会に特例法案を提出することを目指し、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について詰めの作業が行われている。 【中国地方における検討の動き】 平成24年6月1日開催の中国地方知事会において、次の内容で合意をした。 (基本方針) 「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律」が成立し、国の関与や人員移管、財源等の課題が解決されることを前提として平成26年度中の移譲を受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進める。 (移譲を受ける出先機関) ○当面、経済産業局を対象として移譲を受ける。 ○地方整備局及び地方環境事務所については、今後の検討対象とする。 ○さらに、次の段階では、現時点では国において検討がなされていない厚生局、運輸局及び農政局についても検討対象とする。 [参考1] 関西広域連合の動き 平成23年6月に、国出先機関対策委員会（委員長：嘉田滋賀県知事）を設置した。近畿経済産業局、近畿地方整備局及び近畿地方環境事務所の3機関の移管を求めているところ。 [参考2] 地方運輸局の主な業務 観光振興等、鉄道事業に係る許認可等、旅客自動車運送業に係る許認可等、トラック事業に係る許認可等、自動車の登録、交通バリアフリーの推進、海上運送事業に係る許認可等、船舶検査 など